静岡県産業経済会館　指定管理者募集に関する質問回答一覧

番号	質問内容	回　　答
1	令和10年度に予定されている県有施設の集約について、現時点で想定されている集約内容、対象となる施設・機能、実施時期及び会館内の利用形態の変更について御教示ください。 また、現時点で未確定の事項がある場合は、その内容及び決定予定時期について御教示ください。	産業経済会館については、男女共同参画センター機能との集約を予定しています。 現時点では、令和９年度末に貸会議室廃止、令和10年度に改修工事、同年度末の受入れ、令和11年度当初より供用開始を予定しています。 具体的な工事内容、時期は未定であり、決定予定時期も未定です。 なお、令和９年度に改修設計を実施するため、次期指定管理者と随時共有いたします。
2	県有施設の集約に伴い、指定期間中に管理対象範囲、業務内容又は人員配置基準等に変更が生じた場合は、指定管理料の増減について県と指定管理者が協議し、変更できるとの理解でよろしいでしょうか。	静岡県産業経済会館の管理に関する基本協定書（案）第９条に規定のとおり、県と指定管理者は、業務の範囲及び業務基準の変更の協議を求めることができ、それに伴う指定管理料の変更については、当該協議において決定いたします。
3	令和９年度及び令和10年度の指定管理料上限額について、各年度の維持管理費用総額、入居団体負担分収入、会議室利用料金収入及び自動販売機収入の見込額など、算定の前提となる内訳を御教示ください。	維持管理費用について、令和９年度は現指定期間（令和４～７年度）の実績平均に基づき積算していますので、参考資料「５ 静岡県産業経済会館 収支決算状況」を参考にしてください。 令和10年度は業務に係る人工、経費を精査の上、積算しています。業務基準「（別表）静岡県産業経済会館の施設・設備等管理業務基準」を参考にしてください。 入居団体負担分収入は、募集要項「様式４付属 静岡県産業経済会館の管理に関する収支計画書」を利用してください。 会議室利用料金収入は、令和９年度は、募集要項「４ 管理の基準・業務水準」に示すとおり、「会議室利用率39%」を見込み積算しています。令和10年度の利用料金収入はありません。 自動販売機収入は、令和９年度は現指定期間（令和４～７年度）の実績平均に基づき積算していますので、参考資料「５ 静岡県産業経済会館 収支決算状況」を参考にしてください。令和10年度は貸会議室廃止の影響を考慮しています。

静岡県産業経済会館　指定管理者募集に関する質問回答一覧

番号	質問内容	回　　答
4	とれるネットのシステム自体に起因する情報漏えいが発生した場合、指定管理者に起因する事象ではないことから、指定管理者の責任範囲には該当しないと考えますが、県としての見解をお聞かせください。	指定管理者が会議室の予約受付、利用者登録のため、システムを利用する範囲であれば、予約システム自体の脆弱性に起因する情報漏えいは、指定管理者の責任範囲には該当しません。 一方で、指定管理者が行った設定の誤りや端末等に保管した利用者に係る情報が漏えいするなど、施設管理者側の運用を起因とした情報漏えいが発生した場合には、指定管理者の責任になりますので、情報管理に御注意ください。
5	令和10年度から会議室の貸館業務が対象外となり、指定期間２年間のうち貸館業務は令和９年度の１年間のみとなりますが、審査項目では「利用率向上に向けた取組」に20点が配点されています。 貸館業務が１年間で終了することを踏まえ、当該項目に20点を配点した考え方と、令和９年度の会議室運営において県が特に期待する取組内容について御教示ください。	次期指定期間のうち貸館業務は１年間のみとなりますが、貸会議室の利用率は、指定管理者の経営努力の成果を最も反映できる内容であることから、「利用率向上に向けた取り組み」に20点を配点しております。 貸会議室の利用率は、現指定期間で目標を達成した年度は、令和７年度のみで、他年度は目標未達の状況であることを鑑み、配点を高めに設定しています。 また、会議室運営に期待する取組は、募集要項「別表２ 静岡県産業経済会館審査項目及び配点」に記載のとおり、中小企業関係者の利用率、夜間利用率の向上策のほか、募集要項「様式４ 静岡県産業経済会館の管理に関する事業計画書（令和９年度～10年度） サービス向上、利用増進に関する計画」に記載のとおり、自主事業講座や広報等による利用率向上です。